

国民健康保険の高額療養費限度額について (平成30年8月から)

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

区分	所得要件 ※1	3回目まで	4回目以降 ※2
ア	901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 世帯内のすべての国保加入者の総所得金額からそれぞれの基礎控除(33万円)を差し引いた金額の合計。
 ※2 同一世帯で過去12ヵ月間に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降の限度額が引き下げられます。

70以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分 ※1	外 来 (個人単位) A	外来+入院 (世帯単位) B
現役並み所得者Ⅲ ※3 (課税所得690万円以上の方)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ※2 (4回目以降は140,100円)	
現役並み所得者Ⅱ ※3 (課税所得380万円以上の方)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ※2 (4回目以降は93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ ※3 (課税所得145万円以上の方)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※2 (4回目以降は44,400円)	
一 般 (課税所得145万円未満の方)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 ※2 (4回目以降は44,400円)
低所得者Ⅱ ※4 (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※5 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※3 現役並み所得者とは、窓口での負担割合が3割の方です。
 ※4 世帯主および被保険者全員が住民税非課税の方が対象となります。
 ※5 世帯主および被保険者全員の給与、年金等の収入から必要経費・控除額(公的年金については80万円)を引いた各所得が0円となる場合に対象となります。

高額療養費の支給に係る一部負担金の計算のしかた

- 1、月の1日から月末まで、暦月ごとに計算
- 2、受診者ごと・医療機関ごとの計算
- 3、同じ医療機関でも入院・外来・歯科は別計算
- 4、入院したときの食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外
- 5、保険調剤薬局で支払った薬代(医師が処方したものに限り)と医療機関の診療費は合算

※6 9歳以下の方は上記の条件での保険診療が21,000円以上の支払が対象です。
 ※7 0歳以上の方は医療機関ごとに計算せず、保険診療の全ての支払いが対象です。

限度額適用認定証 及び 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、あらかじめ「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。

認定証を医療機関に提示することで、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。(ただし、自己負担限度額を超えて支払った場合でも、高額療養費として後日払い戻すよう申請することはできます。)

■ 70歳未満の方

区分	所得要件	認定証の種類
ア	901万円超	限度額適用認定証
イ	600万円超 901万円以下	
ウ	210万円超 600万円以下	限度額適用認定証
エ	210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	
オ	住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

■ 70以上75歳未満の方

所得区分	認定証の種類
現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690万円以上の方)	限度額適用認定証
現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380万円以上の方)	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得 145万円以上の方)	
一般 (課税所得 145万円未満の方)	—
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅰ (年金収入 80万円以下など)	限度額適用・標準負担額減額認定証

【お問い合わせ】 宝達志水町 健康づくり推進室(町民センターアステラス)
〒929-1311 石川県羽咋郡宝達志水町門前サ 11 番地
電話番号:0767-23-4545 ファックス:0767-28-5569